



Title	麴氏高昌国の王権とソグド人
Author(s)	荒川, 正晴
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/88446
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

麴氏高昌國の王權とソグド人

荒川正晴

はじめに

魏晉南北朝隋唐期にいわゆるソグド人と呼ばれる人々の一團が、ユーラシア東部地域で活發に交易活動を展開していたことはよく知られている。言うまでもなく、その活動自體はこの時期以前から見られ、早くも後漢代には「中國」やモンゴリアの遊牧地域にその活動の痕跡を留めているが、彼らの明確な交易活動の姿は、スタイン將來の四世紀のソグド語文書「ソグド人の手紙」にようやく認められる。そして續く五・六世紀になるとソグド人は積極的に東方に進出するようになり、キャラヴァン・ルートの要衝や貿易目的地に彼らのコロニーを陸續と設置し、それらを據點として、自らの交易ネットワークを構築することに努めていた。

ソグド人らのこうした交易活動を維持・發展させるために、彼らがコロニーを置いた移住先の支配者らの庇護を得ることに盡力したことは當然であろう。他方、迎え入れる各地の支配者にとつても、ソグド人はモノだけでなく、最先端の文化や豊かな情報、さらには軍事力さえもたらす存在であった。それ故、ソグド人と各地の政治權力との間にある種の提攜關係が構築されていたことは容易に推測できるのである。事實、それは「中國」の諸王朝や遊牧國家にとどまらず、中央アジアのオアシス國家との間にも同様な關係を見て取ることができる。本論では、六世紀初めに

トウルファンに建國した魏氏高昌國を取り上げ、オアシス國家における上述した關係の一端を検討する。

一 魏氏高昌國におけるソグド人の任官

魏氏高昌國においてソグド人が多く定住していたことは、既に指摘されている通りである⁽⁴⁾。しかも彼らの多くに、漢人風の名を既に稱し、高昌國の民として高昌「漢人」と同一の税役を負担するものがいたことを認めることができる⁽⁵⁾。このことはまた、彼らが移住聚落だけに集住しているばかりでなく、既に高昌國の「漢人」と混住していた可能性を示唆している。

しかしながら、こうした彼らが魏氏政權なり王家と如何なる關係を構築していたのかは、これまであまり検討されてこなかったように思う。史料状況の厳しさがその理由の一つに挙げられるが、本論では魏氏高昌國においてソグド人が如何なる官職を得ていたのかという観点から、この問題にアプローチしてみたい。トウルファン出土の文書や墓表から、ソグド人が帯びた漢字姓をもつもので、官職を得ていたものを抽出してみると、以下の如くである⁽⁶⁾。

姓名	官職名	典 據
(1) 史惠	通事令史	「高昌都官殘奏」(67TAM84:22 <錄> 文書2, p. 212. <寫> 圖文2, p. 4)
(2) 史某	通事令史	「高昌諸臣條列得破被毘、破褐囊、絕便索、絕胡麻索頭數奏」(72TAM155:29 <錄> 文書3, p. 288. <寫> 圖文1, p. 429)

(3) 史某	通事令史	「高昌兵部殘奏」(67TAM78:24(a))〈錄〉文書4, p. 65; 〈寫〉圖文2, p. 40)
(4) 史某	通事令史	「高昌延昌西歲屯田條列得橫截等城葡萄園頃畝數奏行文書」(64TAM24: 35, 32)〈錄〉文書5, p. 3; 〈寫〉圖文2, p. 169)
(5) 史某	通事(令史)	「高昌高乾秀等按畝入供帳」(67TAM38:1)〈錄〉文書2, p. 183; 〈寫〉圖文1, p. 199)
(6) 史養生	侍郎	「高昌延昌二十七(587)年四月兵部條列買馬用錢頭數奏行文書」(66TAM48:25(a), 31(a))〈錄〉文書3, p. 73; 〈寫〉圖文1, p. 338)ほか
(7) 史歡隆	侍郎	「高昌兵部殘文書附記馬匹帳」(67TAM142:1)〈錄〉文書3, p. 238; 〈寫〉圖文1, p. 407) ; 「高昌延壽二(625)年正月張意兒入租酒條記」(72TAM155:55)〈錄〉文書3, p. 275; 〈寫〉圖文1, p. 424)ほか
(8) 史歡太	侍郎	「高昌某年傳始昌等縣車牛子名及給價文書」(72TAM155:37(a))〈錄〉文書3, p. 291; 〈寫〉圖文1, p. 428)
(9) 史某	殿中	「高昌重光三(622)年條列虎牙汜某等傳供食帳」(66TAM50:9(b))〈錄〉文書3, p. 170; 〈寫〉圖文1, p. 377)
(10) 史元善	虎牙(將軍)	「高昌諸臣條列得破被毘、破揭囊、絕便索、絕胡麻索頭數奏」(72TAM155: 36, 38)〈錄〉文書3, p. 289; 〈寫〉圖文1, p. 430)
(11) 史洪信 ²⁾	凌江將軍兼都官(司馬)事	「高昌義和二(615)年都官下始昌縣司馬主者符」(72TAM151: 15)〈錄〉文書4, p. 172; 〈寫〉圖文2, p. 98)

(12) 史某	東宮司馬	「高昌重光某年條列得部麥田、□丁頭數文書」(69TAM140:18/3〈錄〉文書5, p. 51; 〈寫〉圖文2, p. 194)
(13) 史某	司馬	「高昌作人善憲等名籍」(72TAM154:24(a), 30(a), 31(a)〈錄〉文書3, p. 138; 〈寫〉圖文1, p. 365)
(14) 史祐孝	(交河郡) 田曹司馬 (追贈) 高昌司馬	ヤールホト古墓群出土墓表(延昌五(565)年)〈錄〉『増集』 pp. 4-5; 〈寫〉『増集』 p. 101)
(15) 康師兒	虎牙(將軍)	「高昌義和二(615)年七月馬帳」(72TAM151:58〈錄〉文書4, p. 160; 〈寫〉圖文2, p. 91)ほか
(16) 康婆居羅	虎牙(將軍)	「高昌附官、將、兵人糧食帳」(73TAM520:6/1-2(a), 4(a)〈錄〉文書3, pp. 27-28; 〈寫〉圖文1, pp. 314-315)
(17) 康相祐	虎牙(將軍)	「高昌義和二(615)年七月馬帳」(72TAM151:58〈錄〉文書4, p. 160; 〈寫〉圖文2, p. 91)
(18) 康□鉢	領兵胡將	ヤールホト古墓群出土墓表(04TGXM4:1) ⁽⁸⁾
(19) 康衆僧	帳下左右	ヤールホト古墓群出土墓表(04TGXM6:1) ⁽⁹⁾
(20) 康浮圖	左親侍左右	巴達木古墓群出土墓表 ⁽¹⁰⁾
(21) 何殺子	官人	「高昌將顯守等田畝得銀錢帳」(67TAM78:17(a), 18(a), 19(a), 28(a)〈錄〉文書4, p. 69; 〈寫〉圖文2, p. 42)

(22) 安居	常侍	「高昌義和二(615)年七月馬帳」(72TAMI51:58)〈録〉文書4, p. 159; 〈寫〉圖文2, p. 91)
(23) 安住	參軍	「高昌高寧馬帳」(69TAMI42:4)〈録〉文書3, p. 241; 〈寫〉圖文1, p. 409)

この一覽表から、まず確認できるのは、ソグド人が名乗っていた諸姓のうち、魏氏高昌國で任官していたのは、ほぼ史・康・安姓に限られ、しかも軍事に關わる(15)以降の康姓を除き、何れも漢人風の名を帯びていたことである。¹¹⁾

そして一覽表を通覽して明らかのように、史姓のものが目立って重要なポストを占めていたことも認めることができる。すなわち彼らは、他姓と異なり中央の尙書系の高官(司馬)に任じると同時に、門下系の「通事令史」「侍郎」のような王への傳達と王命の下達を擔う官に顯著に就任していた。¹²⁾このうちとくに注目されるのは、侍郎に就いていた(7)の史歡隆と(8)の史歡太である。というのも兩者の名を傳える文書は、いずれも延壽年間(六二四—六四〇)に作成されたものであり、さらに『慈恩傳』の一條にも、玄奘を西突厥可汗庭まで送った人物として「殿中侍御の史歡信」が見えるからである。玄奘が魏氏高昌國に立ち寄ったのは、貞觀二(六二八)年頃と見られるので、この史歡信は先の(7)の史歡隆と(8)の史歡太と、同時代人と見て良い。

ただし『慈恩傳』の當該部分は、これまでは例外なく「殿中侍御史の歡信」と讀まれてきたが、出土史料から見ると、魏氏高昌國には「殿中侍御史」という官は設けられていない。これに對して、「侍御」という官名については魏氏高昌國時代の公文書「高昌令狐等傳供食帳」(67TAM307:5, 3) (b) 〈錄〉『文書』3, p. 261; 〈寫〉『圖文』1, p. 419)に見えており、しかも時代は降るものの唐代では「殿中侍御史」「監察御史」を「侍御」と括って呼ぶことがあった。¹³⁾これらことから判斷して、『慈恩傳』の當該部分は「殿中侍御の史歡信」と解釋すべきであろう。「殿中侍御」とは「殿中

で王に近侍する側近官」、つまり麴氏高昌國では具體的には「侍郎」と近似する性格の官であったと考えられよう。ちなみに『續高僧傳』第四、譯經四、京大慈恩寺釋玄奘では、當該部分は「殿中侍郎」となっている。

同じく門下系の侍郎に任じ、ほぼ同時代人の前掲三者の名が「歡」という字を共有していたことを考えると、彼らは特定の史姓一族に屬す親族同士であった可能性は高い。そして名の漢字一字を共有するというような習慣を身にかけていたところから見ると、この史姓一族は一定期間「漢人」社會に定着していた集團であったことは疑いない。また前掲一覽表を通じて、史姓の人々に門下系の官に就任するものが目立っていることは注目に値しよう。

もちろん、ソグド人が帯びていた諸姓のうち史姓は「漢人」も稱しており、漢人風の名を持つ場合には、それらがソグデアナ出身のソグド人ないしその後裔か、あるいは「漢人」かを検討する必要がある¹⁶。この點については、検討に供し得る史料に乏しいが、まずはこの史姓一族の出身地から、この問題を考えてみることにしたい。

そこで、参考になるのは、前掲一覽表(14)の史祐孝に代表される交河郡・交河公府(ヤールホト)における史姓一族の例である。既に拙稿で検討したように¹⁷、麴氏高昌國の交河郡・交河公府において、地方ながらも王族に連なる名門麴氏と婚姻關係をもった一族として、張氏とともに史氏が存在していた。

王都(カラホージャ)において王族麴氏の姻族として張氏が優勢を誇っていたことはよく知られているが、交河郡においてもそうした麴氏と張氏とのつながりは濃厚に反映されていたのである。それに對して史氏については、中央にあつては王族麴氏の姻族にはなっていないが、交河郡においてそれを實現していたことがわかる。このことは、史氏を張氏とともに交河郡における有力氏族に押し上げていた。そしてこの有力氏族が郡の最高官である諸曹司馬を獨占することになり、さらには張氏などはそこから中央官の諸部司馬に直接昇進したりしていた¹⁸。先に掲げた史祐孝のように、交河郡の史氏も死後には中央の司馬を追贈されていた。

そして交河郡の史氏については、彼らの墓表から、彼らが「建康（甘州）史氏」と自稱していた一族であったことが知られている¹⁹。このことから、交河郡の史氏は、甘州をその一族の本貫と意識していたことが認められる。甘州にソグド人の史氏一族が據っていたことは、榮新江氏が既に明らかにした通りであり、またそのことから榮氏は、交河郡の史氏がこの甘州の史氏に淵源していることを指摘している²⁰。他方、六世紀の固原の史氏一族もその出自は張掖（甘州）にあったが、この點についても榮氏は兩者の繋がりを認め、彼らの張掖から固原方面への移住を五世紀の北涼滅亡を契機にしたものと解している²¹。トゥルファンにおいて交河の地を車師から奪い、これを高昌國の領域に組み込んだのが、北涼滅亡とともにトゥルファンに逃れてきた沮渠氏であることを考えれば、交河郡の有力勢力たる史氏も、この時に沮渠氏とともに河西より流住してきた可能性は高い。おそらくは固原だけでなく、トゥルファンへも同様に北涼滅亡を機にして、甘州の史氏が移住してきたことが考えられよう。王族麴氏と密接な關係にあった交河郡の史氏一族の淵源は、河西甘州のソグド人集團であったと見られるのである。そしてこの史氏一族が、交河郡のみに定住していたはずもなく、當然のことながら王都にも定居していたことは疑いない。前掲一覽表に見える尙書系の司馬や王に近待する「通事令史」「侍郎」に就任していた史氏とは、こうした王都に定居した史氏一族であったと考えられるのである。

また一覽表からは、こうした史姓に次いで任官が目立つのが康姓であることが読み取れる。しかしながらその任官は、門下系・尙書系の官には及ばず、虎牙將軍や領兵胡將のような武官職に限られていた²²。しかも史姓と異なり、その名にはソグド人風の名が目立つ²³。このことから、麴氏高昌國においては、おなじくソグド人による任官といつても、史姓と康姓とでは、麴氏高昌國の官人として果たしていた役割に明確な相違があったことがうかがえる。とくに胡人風の名を有する康姓のソグド人たちが、高昌國の武力の一端を擔っていたことは注目に値する。

二 「給價文書」に見える史氏一族と麴氏王との提攜關係

ところで前掲表(8)の史歎太の名が見えるのが、以下に掲げる「高昌某年傳始昌等縣車牛子名及給價文書」(TAMI55:37 (a)〈録〉『文書』3, pp. 296-292; 〈寫〉『圖文』1, p. 428; 王素2000, pp. 505-506. 以下、「給價文書」と略記)である。

この國の遠距離用の交通手段である「遠行車牛」の具體的な運用を検討できる貴重な史料である。

麴氏高昌國において、その領内に多様な公用交通馬を置いていたことは、實態は不詳ながらトルファン文書に見える「驛馬」・「亭馬」・「任行馬」・「近行馬」等々の用語からもうかがうことができるが、なかでもオアシス國家として缺かせない沙磧をわたる交通手段の一つとなっていたのが、この遠行車牛であった。

本文書については既に検討を加えたことがあつたが、その後見解を改めた部分もあるので、再度ここに検討し、それを踏まえてこの史氏集團の活動の一端をうかがうことにしたい。

(1) 「給價文書」の録文と年代

まず、検討する文書の録文を全文、筆者の推補を交えて以下に掲げておく。⁽²⁶⁾ただし、行間の「」内の文字は本来の正字であり、()内の文字は筆者の推補を不す。

同時に作られたこの男屍の紙帽からは、延壽六（六二九）年⁽³⁷⁾、延壽九（六三二）年⁽³⁸⁾、延壽十（六三三）年⁽³⁹⁾（⁽⁴⁰⁾）の紀年をもつ公・私文書が出土している。男屍の埋納用の紙鞋・紙帽を作成するために、延壽六〜十年にわたる公・私文書が用いられていた可能性は高い。

以上の検討より、本文書は、重光二（六二二）年から延壽十（六三三）年の間、とくにその最後の四年間に作成されたと見るのが最も妥当であろう。

(2) 「給價文書」の書式と機能

まず全體を通覽して明らかなる如く、本文書は車牛を用いた目的別にまとめられ、それが同一の書式に則り整理されていたことが知られる。すなわち、冒頭に日付と「傳」者もしくは「宣・傳」者名を記し、以下に「遠行車牛子」のリストと、それぞれの使用の目的が列記される。「遠行車牛子」のリストには、遠行車牛の供出者（遠行車牛子）名と車・牛の内譯、さらには供出に對して支出された銀錢價がリストアップされている。ただし、一行目以降に見える【c】件のみは、遠行車牛子のリストに替わって、官府及び東宮の所有に係る車牛が記録されている。従って本文書は、遠行車牛の運用だけを對象にしたのではなく、官有の車牛使用にも及ぶと見做さねばならない。

【遠行・官有車牛運用表】

	月 日	車數	牛數	目 的
【a】		一〇	一一	往河畔中、取帳木（近道價）
【b】	一□（二？）月	八	八	供侍郎馱、往場著（遠道價）
【c】	二月二十二日	九	八	往天公蘭中、取木去（近道價）
【d】			一三	往天公蘭中去（近道價）
【e】	二月二十九日			

これらは年月日順に配列されており、四行目の残畫から判断した「十」の文字の判讀が正しいとするならば、一行目の「□□歲二月廿二日」は、年が改まつてからの最初の日付と思われる。ここで運用目的ごとに、本文書の内容を

	「宣」者	「傳」者	
〔a〕	不明	不明	近道價
〔b〕	無	有(6文字前後)	遠道價
〔c〕	酒泉(縣)令・陰世皎	門下校郎・司空明攀／通事令史・辛孟護	近道價
〔d〕	(酒泉(縣)令・陰世皎)	門下校郎・司空明攀／通事令史・辛孟護	近道價
〔e〕	酒泉(縣)令・陰世皎	門下校郎・司空明攀／通事令史・辛孟護	近道價

この点については、車牛運用の内容検討とともに、後に詳しく見ることにする。

ところで、先に述べたように本文書には車牛の運用ごとに、「傳」者もしくは「宣」・「傳」者の名が明記されており、それを遠・近道價の別と併せて案件ごとにまとめてみると右に掲げた表のようになる。

表のうち、〔c〕・〔e〕兩件には、酒泉縣令²⁸⁾の陰世皎が「宣」し、門下校郎の司空明攀と通事令史の辛孟護が「傳」したことが明記されている。その間に載せられる〔d〕件も、「宣」者の名は脱落しているものの、「傳」した門下校郎と通事令史は同一人物であることが知られる。おそらく、その缺字分から判断して、〔d〕件も酒泉縣令の陰世皎が「宣」したものと推測される。

これに對して、〔b〕件にも冒頭部が脱落するものの、「傳」の字が五行目冒頭に記されている。しかしながら脱落する文字分から判断して、〔b〕件の「傳」者は六文字前後しか餘裕がなく、〔c〕～〔e〕件の「傳」者とは異なっていたこと、さらに「宣」者についてはこれが記されていたことを想定することは不可能であることが知られる。すなわち、本文書から、遠道價が支拂われる遠距離運送には「傳」者のみが、近道價が支拂われる運送には「宣」・「傳」者が記されていたことがうかがえるのである。

魏氏高昌國の上奏案件などに見える「傳」に、王令の下達を意味することが認められることは既に明らかにされて

整理すると、前頁の表のようになる。目的の欄に付記した遠・近道價というのは、車牛が擔った運送距離(遠距離か近距離か)に應じて供出者に支出される銀錢價格を意味している。

いるとおりであり、本文書に見える「傳」も、そうした解釋を取つて不都合な點はない。では、この「傳」に「宣」⁽³⁰⁾が加わるといふのは、どのような狀況を想定すべきなのであろうか。この問題については、王令との關わりを含め、今後の検討に待たねばならないが、少なくとも「宣」が「傳」されていたことは疑いなからう。つまり【b】件は王令が「傳」され、【c】〜【e】件は「宣」が「傳」されていたのであり、魏氏高昌國では少なくとも延壽年間にあつては、中央の意思下達の方法として、二様の形式が設けられていたことになる。⁽³²⁾

敢えて推測を加えるならば、これが王令下達における二様の形式を示すものであつたとしても、魏氏高昌國のような小規模なオアシス國家にあつては、それはあくまでも形式上のことであつて、「宣」者が實質的な意思決定者となつていたのが實態ではなかつたのか。「宣」者になつていた陰世皎が帶びていた縣令という稱號は、既にこの時中央の高官が帶びた遙任の官となつており、縣令といつても彼らは高昌都城にいたことが明らかになつてゐる。⁽³³⁾

これに對して、【b】件に「傳」者しか見えないのは、これが名實ともに王自身の令による下達であつたからであらう。

とするならば、それぞれ何が「傳」されたのであろうか？ これについては、この國における他の公文書と同じように、「傳」以下に逐一、記されている内容と理解しなければならぬであらう。⁽³⁴⁾ 本文書で言うならば、遠行車牛もしくは官車牛を何具使用し、それらに對して遠道價・近道價として銀錢をいくら支出したのか、といふことを通告してきたのである。つまり、これらは、王や高官による遠行車牛もしくは官車牛の使用とその供出者に對する銀錢の支出を、王令もしくは「宣」として車牛運用を擔當する官司に傳へてきたと理解するのが妥當なのである。⁽³⁵⁾

以上の推測に大過なければ、本文書は、「宣・傳」あるいは「傳」により、遠行車牛および官車牛の運用に關する諸件が王や高官より擔當官司に下達され、それに基づいて擔當官司側で作成した帳簿様文書の一部と認められよう。⁽³⁶⁾

そして擔當官司とは、高昌國において車牛運用をも管轄する屯田部であつたと見られる³⁷。本文書が出土した一五五號墓から屯田部の上奏文書をはじめ屯田部が関わつた官文書が出ていることも参考にならう。

(3) 遠行車牛の性格

これまでの解釋に基づいて考えれば、麴氏高昌國において銀錢支出をともなう遠行車牛の運用は、官有車牛のそれとともに、王自身もしくは高官によってきわめて限定的に行なわれていたと判斷できよう。なぜならば、本文書に登載される案件の数はあまりにも少なく、その使用が頻繁なものであつたならば、斷片文書であつても、さらに多様な運用案件が記録されることになるからである。歳が改められてからの最初の日付が二月二十二日であるという事實は、その限定された運用を如實に反映している。

さて遠行車牛の具體的な運用については、前掲【遠行・官有車牛運用表】を見ると、車・牛の供出に對して、先にも述べたように、その使用される距離に應じて遠道價〔a〕〔c〕と、近道價〔a〕〔c〕〔d〕〔e〕との區別があつたことが知られる。

まず〔a〕〔c〕〔d〕〔e〕件については、〔a〕件が車牛が河畔に派遣されていたのに對して、〔c〕以下の案件は、官府及び東官所有の車牛〔c〕件〕及び西頭の遠行車牛子所有の車牛〔d〕〔e〕件〕が天公園に遣わされていた。この河畔及び天公園が、具體的にどこを指しているのかは詳らかではないが、この派遣に對して規定の銀錢が近道價として各供出者に支出されていた。したがつて、この地はトゥルフアン盆地内に存在した蓋然性は高からう。

これに關わつて〔d〕〔e〕件に見える西頭の遠行車牛子の所屬は、安樂(Anlan)・永安(現在地は不詳ながら、ヤール・ホト周邊か)・洿林(Bukand)などのオアシスにわたつており、所屬地としての統一性はまったくなく、高昌國

都を中心にしてみれば、いずれもこれらは國都の西側地區に存在していた。であれば、この西頭の遠行車牛子とは、高昌國境域内において、高昌城以西地區における輸送に従事したものと考えられよう。西頭という名稱は、國內での遠行車牛の活動の範圍を示唆していると見られる。

これに對して、【b】件は、始昌（縣）の遠行車牛子が塢耆に派遣され、それに對して規定の銀錢が遠道價として各所有者に支出されていた。ここに見える塢耆は、焉耆（カラシャール）を指すことは疑いない³⁸。従つて遠道價とは、鄰接するオアシス國家にまでいたるような遠距離運送に對して支出される價格であつたことがわかる。支出された銀錢の額から判斷すると、遠道價は、車 \equiv 13文・牛 \equiv 26文・車牛 \equiv 39文と規定されていたのに對して、近道價は、車 \equiv 6文・牛 \equiv 11文・車牛 \equiv 17文とされ、遠道價の半分以下に評價されていたことがわかる⁴⁰。

西州時代ではあるが「唐顯慶三（六五八）年趙知德上車牛道價抄」（677AMZ:13〈錄〉『文書』6, p.156; 〈寫〉『圖文』3, p.79）より、伊州へ使いに出る車牛役を免除する錢として、銀錢3文が納められていたことがうかがえる。ここに設定されている遠道價の額の大きさを知ることができよう。

また【b】件の始昌縣については、現時點では、Orlam 廢址に一應比定されているが、いずれにせよ、現在のトゥルファン盆地最西端に位置するトクスン・オアシスに近在していたことは疑いない。おそらくは、この始昌縣城を本據とする遠行車牛子の一團であつたと見られよう。當縣の地理的な位置を考慮するならば、本件がトゥルファンの西方に鄰接する焉耆（カラシャール・オアシス）を目的地としたことと、その運用に始昌（縣）の遠行車牛子が充てられていたこととは無關係ではあり得ない。始昌縣に備えられた遠行車牛の役割・機能は、主としてトゥルファンと焉耆とを結ぶことであつたと推測できよう。

このことから、遠行車牛は、國內における輸送に對應すると同時に、鄰接するオアシス國家との運送に使用されて

いたことが確認できる。そして、先に述べたように、この車牛は王や高官によつてきわめて限定的に運用されるものであり、とくに鄰接するオアシス國家への名實ともに遠行となる派遣は、王自身の令による運用となつていたと見られるのである。

こうした解釋に基づくならば、本文書【b】件に見える侍郎の史歎太が、その「駄」をカラシャールに運搬するにあたり、始昌縣に備えられた遠行車牛八具（銀錢價³¹²文）が王令により發遣されていたことなるう。ではこの「駄」とは何か。やはり遠行車牛という交通手段の性格を考えるならば、侍郎の史歎太の個人的な荷駄のみを運搬したと解するよりも、王の側近官として王の「駄」を遠行車牛を使つてカラシャールに運ぶのを主務としていたと見るべきであろう。そしてその目的が交易にあつたであろうことは贅言を要しまい。

おわりに

以上を要するに、麴氏高昌國においてはソグド人のなかでも史氏集團が、王の側近官となるなど當地の政治権力と密接な關係を結んでいた。當然、豫想されるのは兩者の提攜關係であり、その一端が「給價文書」に見えているのであろう。この點に關わつて留意しておかねばならないのは、高昌都城の「市場」における交易のほとんどがソグド人によつて擔われており、さらにそこでの賣買行爲に對して「稱價錢」と呼ばれる稅錢が課され、それが「内藏」に納められていたことである。⁽⁴³⁾「内藏」とは、王室財政を支えた「藏」と見られ、國家財政を支えた「官藏」と對比される。⁽⁴⁴⁾こうした王室の財について、交易を通じてその運用を委託されたのが、史氏一族のような王に近侍した特定のソグド人集團であつたのではないか。

既に見たように、玄奘を西突厥可汗庭へ道案内したのも彼らであり、王の側近としてその使いに頻繁に派遣されていたことが容易に推測される。おそらくは、彼ら史姓一族は王の使いとなつて各地を往來するとともに、王のために交易活動に従事し、併せて自らも交易を展開していたと考えられよう。

魏晉南北朝隋唐期、とりわけ五・六世紀以降には、ユーラシア東部に点在する主要都市には、そのほんどにソグド人の姿を認めうるが、はじめに述べたように、彼らはそれぞれに在地の支配者と密接な関係を取り結んでいたことは疑いない。本論で検討した魏氏高昌國の事例は、そうした関係の一端を具體的に伝えるものであろう。

【引用文獻略號】

『會報』：吐魯番出土文物研究會（編）『吐魯番出土文物研究會會報』吐魯番出土文物研究會、一九八八年（第一～五〇號までは同會編『吐魯番出土文物研究情報集録』（中央ユーラシア諸民族の歴史・文化に關する國際共同研究の企畫・立案）成果報告書二、一九九一年として合冊）。

『新出』：柳洪亮『新出吐魯番文書及其研究』新疆人民出版社、一九九七年。

『圖文』：唐長孺主（編）、中國文物研究所・新疆維吾爾自治區博物館・武漢大學歷史系（編）『吐魯番出土文書』一～四、文物出版社、一九九二～一九九六年。

『増集』：黃文弼『增訂本高昌博集』（『考古學特刊』二）中國科學院、一九五一年。

『文書』：國家文物局古文獻研究室・新疆維吾爾自治區博物館・武漢大學歷史系（編）『吐魯番出土文書』一～一〇、文物出版社、一九八一～一九九一年。

【引用文獻】

荒川正晴

- 一九八六「魏氏高昌國における郡縣制の性格をめぐって——主としてトゥルファン出土資料による——」『史學雜誌』九五—三、三七—七四頁。
- 一九八九「魏氏高昌國の遠行車牛について(1)(2)」『會報』七七—八〇、八六—八八頁。
- 一九九〇「トゥルファン出土「魏氏高昌國時代ソグド文女奴隸賣買文書」の理解をめぐって」『内陸アジア言語の研究』五、一三七—一五三頁。
- 一九九三「トゥルファン漢文文書閱覽雜記」『内陸アジア史研究』九、七九—九三頁。
- 一九九九「ソグド人の移住聚落と東方交易活動」『商人と市場』(岩波講座世界歴史二五) 岩波書店、八一—一〇三頁。
- 二〇〇三「隨葬物別出土文書一覽表」荒川正晴研究代表「トゥルファン出土文書および關連伴出資料の調査」平成二二—一四年度科學研究費補助金 基盤研究(B)(1) 研究成果報告書、一〇七—一九〇頁。
- 荒川正晴・關尾史郎
- 二〇〇〇「トゥルファン出土文書調査記」『唐代史研究』三、五九—七四頁。
- 榎一雄
- 一九八〇「ソグド商人の手紙」『講座敦煌』一、大東出版社、二六三—二七五頁。
- 桑山正進
- 一九八一(袴谷憲昭と共著)『人物中國の佛教 玄奘』大藏出版。
- 嶋崎昌
- 一九七七「隋唐時代の東トゥルキスタン研究——高昌國史研究を中心として——」東京大學出版會。
- 白須淨眞
- 一九八四「魏氏高昌國における上奏文書試釋——民部・兵部・都官・屯田等諸官司上奏文書の検討——」『東洋史苑』二三、一三—六六頁。
- 一九九七「魏氏高昌國における王令とその傳達——下行文書「符」とその書式を中心として——」『東洋史研究』五六—三、一

四一—一七〇頁。

關尾史郎

一九九一「高昌國の侍郎について——その所屬と職掌の検討——」『史林』七四—五、一三五—一五〇頁。

一九九三「高昌國時代の「馬帳」について(上)・(中)・(下)」『會報』九一、一四頁；九二、一—六頁；九三、一—五頁。

一九九四「トウルファン出土高昌國稅制關係文書の基礎的研究(七)——條記文書の古文書學的分析を中心として——」『人文

科學研究』(新潟大學人文學部) 八六、一—二六頁。

二〇〇二「高昌國上奏文書管窺」『日中律令制の諸相』東方書店、四〇七—四二八頁。

陳海濤

二〇〇一「從胡商到編民——吐魯番文書所見魏氏高昌時期的粟特人——」『魏晉南北朝隋唐史資料』一九、一九七—二〇九頁。

陳海濤・劉惠琴

二〇〇五「商業移民與部落遷徙——敦煌、吐魯番著籍粟特人的主要來源——」『敦煌學輯刊』二〇〇五—二、一一七—二五五頁。

中村裕一

一九九六「唐代公文書研究」汲古書院。

羽田明

一九六九「西域」(世界の歴史一〇)、河出書房新社(再刊：一九八九)。

一九七一「ソグド人の東方活動」『内陸アジア世界の形成』(岩波講座世界歴史六)、岩波書店、四〇九—四三四頁(再録：同氏

『中央アジア史研究』臨川書店、一九八二、三三二—三四八頁)。

福島恵

二〇〇五「唐代ソグド姓墓誌の基礎的考察」『學習院史學』四三、一三五—一六二頁。

松井太

一九八九「モンゴル時代ウイグルスタン稅役制度とその淵源——ウイグル文供出命令文書にみえる Kavig の解釋を通じて——」

『東洋學報』七九—四、二九四—四二二(横組 pp. 26-55)。

護雅夫

一九七六「ソグド商人の足跡を追って」『古代遊牧帝國』(中公新書437)、中央公論社、一六二—二〇七頁。

森部豊

二〇〇二「唐代河北地域におけるソグド系住民——開元寺三門樓石柱題名及び房山石經題記を中心に——」『史境』四五、二〇—三七頁。

山下將司

二〇〇四「新出土史料より見た北朝末・唐初間ソグド人の存在形態——固原出土史氏墓誌を中心に——」『唐代史研究』七、六〇—七七頁。

二〇〇五「隋・唐初の河西ソグド人軍團——天理圖書館藏『文館詞林』「安修仁墓碑銘」殘卷をめぐる——」『東方學』一一〇、六五—七八頁。

吉田豊

一九九七「ソグド語資料から見たソグド人の活動」『中央ユーラシアの統合』(岩波講座世界歴史II)、岩波書店、二二七—二四八頁。

吉田豊・森安孝夫・新疆ウイグル自治區博物館

一九八九「魏氏高昌國時代ソグド文女奴隸賣買文書」『内陸アジア言語の研究』4(一九八八)、一—五〇頁。

榮新江

一九九九「北朝隋唐粟特人之遷徙及其聚落」『國學研究』六、二七—八六頁(再録:同氏『中古中國與外來文明』生活・讀書・新知三聯書店、二〇〇一年、三七—一〇頁)。

二〇〇六「新出吐魯番文書所見粟特、突厥」(國際シンポ「シルクロードの文化と交流」豫稿集、新潟大學、二〇〇六年三月三日)および(清水はるか・關尾史郎譯)「新出トゥルファン文書に見えるソグドと突厥」『環東アジア研究センター』

年報」一、五—一五頁。

王素

二〇〇〇『高昌史稿 交通編』文物出版社。

姜伯勤

一九九四『敦煌吐魯番文書與絲綢之路』文物出版社。

黃文弼

一九五一『增訂本高昌博集』（考古學特刊）二）中國科學院。

朱雷

一九八二「魏氏高昌王國的“稱價錢”——魏朝稅制零拾——」『魏晉南北朝隋唐史資料』四、一七一—二四頁。

祝總斌

一九八三「高昌官府文書雜考」北京大學中國中古史研究中心（編）『敦煌吐魯番文獻研究論集』二、北京大學出版社、四六五—

五〇一頁。

孟憲實

二〇〇四『漢唐文化與高昌歷史』齊魯書社。

李徵

一九八六「安樂城考」『中國史研究』一九八六一、一五三—一五八頁。

Harmatta, J.

1979 Sogdian Sources for the History of Pre-Islamic Central Asia. *Ptolegomena to the Sources on the History of Pre-Islamic*

Central Asia. Budapest. pp. 153-165.

Sims-Williams, N.

1992 *Sogdian and Other Iranian Inscriptions of the Upper Indus 2 (Corpus Inscriptionum Iranicarum Part II, Vol. III - II)*. London.

SOAS.

2001 The Sogdian Ancient Letter II. In: M. G. Schmidt, W. Bisang (eds.), *Philologica et Linguistica. Historica, Puravitas, Universitas. Festschrift für Helmut Humbach zum 80. Geburtstag am 4. Dezember 2001*. Wissenschaftlicher Verlag Trier, pp. 267-280.

Grenet, F., Sims-Williams, N. and De la Vaissière, É.

2001 The Sogdian Ancient Letter V. *Bulletin of the Asia Institute* 12 (1998), pp. 91-104.

Karlgren, B.

1972 *Grammata Serica Recensa*. Stockholm.

注

(1) 羽田明一九七一、四二四頁(再録一九八二、三三七頁)。護一九七六、一六九頁・二〇二—二〇三頁。

(2) 「ソグド人の手紙」のうち、A. L. II (Or.8212/95, 99) と A. L. V (Or.8212/94, 100) がよく引用される。前者の解讀文として、Harmatta 1979, pp. 160-163、榎一九八〇、二六七—二七一頁、Sims-Williams 2001, pp. 268-273などが、また後者のそれとして榎一九八〇、二七三—二七五頁、Grenet, Sims-Williams, De La Vaissière 2001, pp. 91-98などがあつた。

(3) 荒川一九九〇、一五二—一五二頁、一九九九、八八頁参照。なお概説書ながら、羽田明氏も、ソグド人の商業活動の全盛期を五世紀半から八・九世紀としている。羽田一九六九、二三四頁。

(4) 吉田・森安・新博一九八九、二八—二九頁、姜一九九四、一五五—一六二頁、榮一九九九(再録二〇〇一、四四—四八頁)ほか。

(5) 姜一九九四、一五五—一六一頁。

(6) 「將」・「吏」と稱される官職については、未だその性格があまり明確ではなく、ここから除外している。「將」については、關尾一九九三、五二・六八頁注(46)ほか参照。また吉田・森安兩氏によって解讀・紹介されたソグド文の女奴隸賣買契約書には、ソグド人と「漢人」との奴隸賣買契約の内容を保障するソグド人の「書記長」が見えている。吉田・森安・新博一

九八九、七七八・二八―二九頁。おそらくこの「書記長」は、高昌國本來の官というよりも、ソグド人聚落を取り仕切る彼ら自身の職號と見られよう。吉田一九九七、二三三頁、荒川一九九九、九〇頁。なお陳海濤二〇〇二、一九八―一九九頁・二〇二―二〇四頁、陳海濤・劉惠琴二〇〇五、一一〇―一二二頁には、麴氏高昌國のソグド人が列擧されているが、すべてが網羅されているわけではない。

(7) 同じ墳墓より出土した別の文書「高昌 義和二(六一五)年七月馬帳」(録)『文書』4, p. 161; (寫)『圖文』2, p. 92)に、「史凌江」という人物が見えているが、この史洪信と同一人物であった可能性が高い。

(8) 榮二〇〇六、九頁。

(9) 榮二〇〇六、九頁。

(10) 榮二〇〇五、一一頁、榮二〇〇六、一〇頁。

(11) (6) の史歎太の「歎太」(Kuan t'ai. Karlgren 1972, p. 62, p. 95) は「漢人」の名前らしくなく、あるいはソグド語の kwnt (Sims-williams 1992, p. 54) に充て得る可能性もあるが、ここでは一應、漢人風の名としておく。

(12) 侍郎については、關尾一九九一を参照。また麴氏高昌國の中央官制については、嶋崎一九七七、二六一―二六六頁・二九二―二九四頁の「麴氏高昌國官制一覽表」および孟二〇〇四、九三―一三三頁などを参照。

(13) (8) の文書には紀年が明記されていないが、その作成年代については次節を参照されたい。

(14) 玄奘がインドへ出立した年については、種々議論があったが、現在では貞觀元年もしくは二年初めがほぼ鐵案となっている。桑山一九八一、五八―八二頁。

(15) 唐・趙璘撰『因話錄』卷五 徵部に指摘されている。

(16) 森部二〇〇二、二二―二三頁、福島二〇〇五、一四七頁・一五一―一五二頁参照。

(17) 荒川一九八六、五二―五三頁。

(18) 荒川一九八六、五一頁の「交河郡諸曹司馬官歴表」参照。

(19) 「史祐孝墓表」の末尾に、「建康史祐孝之墓表」と見えている。(録) 黄文弼一九五一、四五頁(寫) 同、一〇一頁の圖版一

三。

(20) 榮一九九九(再録二〇〇一、六六一六八頁)。

(21) 榮一九九九(再録二〇〇一、六七頁)。

(22) (18) の領兵胡將さらに(19) の帳下左右は、交河郡のヤールホト古墓群より、また(20) の左親侍左右は、高昌都城東北の巴達木古墓群より出土した墓表にその名が見えるだけで、實のところその性格については詳らかではない。ただし領兵胡將は、既に知られている軍將の領兵將と密接にかかわることは明らかで、あるいはソグド人部隊を率いる軍將の可能性もある。また帳下左右や左親侍左右は、その名からヤールホトの交河郡太守の幕府＝鎮西府(鎮西將軍の幕府)や王府の親衛軍に關わることが考えられよう。孟憲實二〇〇四、一三九頁參照。とくに領兵胡將については、ソグド系突厥以外のソグド人でも武人的性格を有していたという近年の山下將司氏の指摘を踏まえ、康□鉢がこの官に就任していたことの意味を改めて考えなければならぬ。山下二〇〇四・二〇〇五。

(23) (16) 康婆居羅・(18) 康□鉢・(20) 康浮圖 Pwt (Y) は、ソグド人風の名と認められよう。なお榮二〇〇六(清水・關尾譯、一〇頁)には、(20) の康浮圖を康浮面とするが、榮新江氏が講演時(於新潟大學、2006.3.3)に配付したレジュメには康浮圖であることが指摘されている。ソグド人の佛教信仰と關わる微妙な問題と絡むが、ここでは一應、浮圖としておく。寫眞の公表を待ちたい。

(24) 『驛馬』・『亭馬』・『任行馬』は、いずれも『文書』所收の文書に見えている(『驛馬』〈64TAM15〉(録)『文書』4, pp. 34-36)、『亭馬』〈72TAM171〉(録)『文書』4, p. 136)、『任行馬』〈72TAM151〉(録)『文書』4, pp. 162, 168)。(關尾一九九三・王素二〇〇〇、五二六―五三九頁を參照。また『近行馬』は、『新出』所收の「高昌延昌年間兵部賃近行馬驢殘奏」(86TAM386: 21.3〈録〉『新出』p. 54)〈寫〉『新出』p.421)に見えている。王素二〇〇〇、五一―五二頁、關尾二〇〇二、四二二頁。なおこれが、後のモンゴル時代ウイグリストンにも繼承されていたことは注目に値する。松井太一九九八、四〇五頁(p.4)。

(25) 荒川一九八九。

(26) 本文書の古文書學的データは以下の通りである。現在、72TAM155:37 (a) の番號が一つ附けられているが、実際には四

断片から成る。(A)断片(1—12行目、タテ28×ヨコ24cm)・(B)断片(1・2行目下方、1×3cm)・(C)断片(1・2行目下方、6×3cm)・(D)断片(13—21行目、28×19cm)。全體では、28×43cm。8行目と9行目の間で紙が貼り繼がれている(右上接合)。紙質については、麴氏高昌國時代の公文書として標準的な紙のように見えるが、現在、本文書は裏紙に糊付けされた状態で保管されていることから、正確にはチェックできていない。荒川一九九三、八二—八三頁、王素二〇〇〇、五〇六頁注①参照。なお荒川一九九三、八三頁において指摘した18行目については、私の記録ミスであり、『文書』の録文が正しい。

(27) 『會報』一三頁。

(28) 荒川二〇〇三、一三四頁。

(29) 河西だけでなく、トゥルフアンにも酒泉城が置かれていた。高昌城の東方二〇—三〇里に位置していた。荒川一九八六、四〇・六八頁注(16)①を参照。

(30) 祝總斌氏は、上奏案件の本文に見える「傳」の字を、高昌王の口令を伝えると解している。祝一九八三、四六七頁。

(31) 唐における「宣」については、中村一九九六、五七四—五八二頁に詳しい。

(32) 「宣」は「傳」と異なり、今のところ延壽年間(六二四—六四〇)以前の文書には見られない。麴氏高昌國において延壽年間に「宣」字が見えるようになるとすれば、ほぼ同時期に導入された上奏文書における稱「臣」制度と連動した改變であった可能性はあろう。白須一九八四、三二—三八頁参照。

(33) 荒川一九八六、五八—六三頁。なお王族麴氏の姻族として、陰氏が存在しており、この「宣」者の陰世咬もそうした一族の一員であった可能性は高い。嶋崎一九七七、二八五頁参照。

(34) 祝一九八三、四六五—四六七頁、白須一九九七、一四九—一五二頁ほか参照。

(35) これと同様な事後通告としての王令の例として、「高昌延昌二七(五八七)年四月兵部條列買馬用錢頭數奏行文書」(66 TAM4825 (a), 31 (a)〈録〉文書3, p. 73.〈寫〉圖文1, p. 338)などが挙げられる。祝一九八三、四六五—四六七頁参照。

(36) なお本文書の文字は麴氏高昌國の上奏文書に類した書體(楷書體・小字)であると認められるが、抹消線や書き直しが目

立ち、本文書そのものが上奏されていた可能性は低い。荒川・關尾二〇〇、六六頁参照。

(37) この問題については、第50回國際東方學者會議 Symposium II「前近代中央アジアにおける稅役」(東方學會、二〇〇五年五月二〇日)での報告「トウルファン漢人支配期 (683) の稅・役について」で觸れた。

(38) 安樂以下の地理比定については、荒川一九八六、四〇―四一・六七―六八頁注(16)、王素二〇〇〇、五七―八四頁参照。なお安樂(縣)城については、李徽一九八六に詳しい。

(39) カラシヤールについては、このほか「偽夷」(『法顯傳』卷二)、「阿耆尼」(『大唐西域記』卷二)などの漢字表記がある。

(40) ただし近道價・遠道價として銀錢が支拂われる體制が、當初から設定されていたかどうかは詳らかではない。この點については別に検討したい。

(41) 嶋崎一九七七、一三三―一三五頁、荒川一九八六、四〇頁、王素二〇〇〇、八二―八三頁。ただし始昌城の地理的な比定については、なお今後の検討に待つべきところがある。

(42) 王素氏は、『慈恩傳』卷一を擧げて、統葉護可汗へ献上する「果味兩車」をこの遠行車牛と見ている。王素二〇〇〇、五〇九頁。

(43) 朱一九八二、二三頁ほか、既に多くの論攷において指摘されている。

(44) 麴氏高昌國において國家財政と王室財政を設定することについては、この兩者を截然と區別することの限界も含めて、關尾一九九四、三一―一九頁に指摘がある。